

公の施設の指定管理者の指定の件（旧永山武四郎邸及び旧三菱鉦業寮）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市旧永山武四郎邸及び札幌市旧三菱鉦業寮

2 公の施設の位置

札幌市中央区北2条東6丁目

3 指定管理者

NC・MMS永山邸等運営管理共同事業体

（代表団体）

札幌市中央区大通東2丁目3番地1

株式会社ノーザンクロス

代表取締役 山重 明

（構成団体）

札幌市中央区南1条西4丁目20番地

エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社

代表取締役社長 堂守 貴志

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、旧永山武四郎邸及び旧三菱鉦業寮の指定管理者を指定するため、本案を提出する。